

# 平成28年11月文京区議会定例議会追加提案事項

## 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1237頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(一)～(三)）  
 公民較差（584円、0.15%）の解消に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第27条）

(ア) 再任用職員以外の職員

一般職員 年間1.7月 → 1.8月（0.1月）

管理職員 年間2.1月 → 2.2月（0.1月）

(イ) 再任用職員

一般職員 年間0.8月 → 0.85月（0.05月）

管理職員 年間1.0月 → 1.05月（0.05月）

改定① 平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 平成29年度以後に支給する勤勉手当（6月・12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
再任用職員 以外の職員	一般職員	0.85	0.95 (0.1)	0.9 (0.05)
	管理職員	1.05	1.15 (0.1)	1.1 (0.05)
再任用職員	一般職員	0.4	0.45 (0.05)	0.425 (0.025)
	管理職員	0.5	0.55 (0.05)	0.525 (0.025)

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、平成29年4月1日

イ 適用日 (2)アについては平成28年4月1日、(2)イ改定①については平成28年12月1日

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1643頁）

- (1) 提案理由 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 雇用保険法の改正に伴う文言の整備（第13条）
    - ・ 高年齢継続被保険者 → 高年齢被保険者
  - イ 雇用保険法の改正により求職活動支援費の支給制度が新設されたことに伴う規定の整備（第13条）
  - ウ 雇用保険法の改正により就業促進手当の支給の対象外とされていた高年齢受給資格者が支給の対象とされることに伴い、就業促進手当に相当する退職手当の支給に関する準用規定を設ける。（第13条）
  - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成29年1月1日

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻6467頁）

- (1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 給料表の改定（別表第一）
    - 公民較差（584円、0.15%）の解消に伴い、給料月額を引き上げる。
  - イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条）
    - (ア) 再任用職員以外の職員
      - 一般職員 年間1.7月 → 1.8月（0.1月）
      - 管理職員 年間2.1月 → 2.2月（0.1月）
    - (イ) 再任用職員
      - 一般職員 年間0.8月 → 0.85月（0.05月）
      - 管理職員 年間1.0月 → 1.05月（0.05月）
- 改定① 平成28年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定  
 改定② 平成29年度以後に支給する勤勉手当（6月・12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
再任用職員 以外の職員	一般職員	0.85	0.95 (0.1)	0.9 (0.05)
	管理職員	1.05	1.15 (0.1)	1.1 (0.05)
再任用職員	一般職員	0.4	0.45 (0.05)	0.425 (0.025)
	管理職員	0.5	0.55 (0.05)	0.525 (0.025)

(3) 施行期日等

- ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②については、平成29年4月1日
- イ 適用日 (2)アについては平成28年4月1日、(2)イ改定①については平成28年12月1日